

第3章 計画の内容

第3章 計画の内容

➤ 基本目標Ⅰ 男女共同参画の推進に向けた社会づくり

男女共同参画社会の実現の基本となるべきものは「人権の尊重」です。誰もが生まれながらにして持っている人間としての権利は、いかなる場合でも尊重されなければなりません。

その上で、男女が社会のあらゆる分野に共に参画し、共に責任を担っていくためには、性別にとらわれず、それぞれの個性と能力を十分に発揮でき、多様な生き方が尊重される社会の実現が求められます。

長い歴史の中でつくられた地域社会に根強く残る慣習や慣行は、社会変化の中で時代とともに変わりつつありますが、真の男女平等社会の実現にはまだ時間が掛かります。

社会のあらゆる分野で男女平等の意識を高め、社会全体としての平等感を高めるよう市民への啓発を行い、男女共同参画社会の実現を目指します。

重点目標

- 1 男女共同参画への理解の促進
 - (1) 男女共同参画社会の実現に向けた啓発活動の推進
 - (2) 男女平等の視点に立った教育の推進
- 2 政策・方針、意思決定過程への女性の参画拡大
 - (3) 審議会等への女性の参画推進
 - (4) 管理職等への女性の積極的登用に向けた意識啓発の推進
- 3 地域における男女共同参画の推進
 - (5) 地域活動における男女共同参画の推進
 - (6) 防災分野における男女共同参画の推進

重点目標1 男女共同参画への理解の促進

●現状と課題

令和元年度（2019年度）の市民意識調査では、男女の地位の平等に関する設問7項目のうち平等であると考える人の割合が、法律や制度面、政治・経済活動の場、学校教育の場、地域活動・社会活動の場の4項目で減少しました。

平等感が低い分野は、社会通念・慣習及び政治・経済活動の場で、男性の方が優遇されていると考える人の割合が5割を超えていました。

結果、社会全体として男女平等であると回答した人の割合は17.7%となり、平成26年度（2014年度）より微増したものの、男性の方が優遇されていると回答した割合66.5%と比べると依然として低い状況が続いています。

また、中学生意識調査では、学校生活の場で平等であると考える人の割合が減少しています。

性別による固定的な役割分担意識の解消と次代を担う子どもたちの男女平等意識を醸成する必要があります。

〈指標〉

項目	平成26年度 実績値	令和元年度 実績値	令和7年度 目標値	根拠等
社会全体として男女が平等であると思う人の割合	17.1%	17.7%	30%	市民意識調査
性別による固定的な役割分担の考え方とらわれない人の割合	59.8%	73.5%	80%	市民意識調査
学校教育の現場において男女が平等であると思う人の割合	62.0%	57.7%	70%	市民意識調査

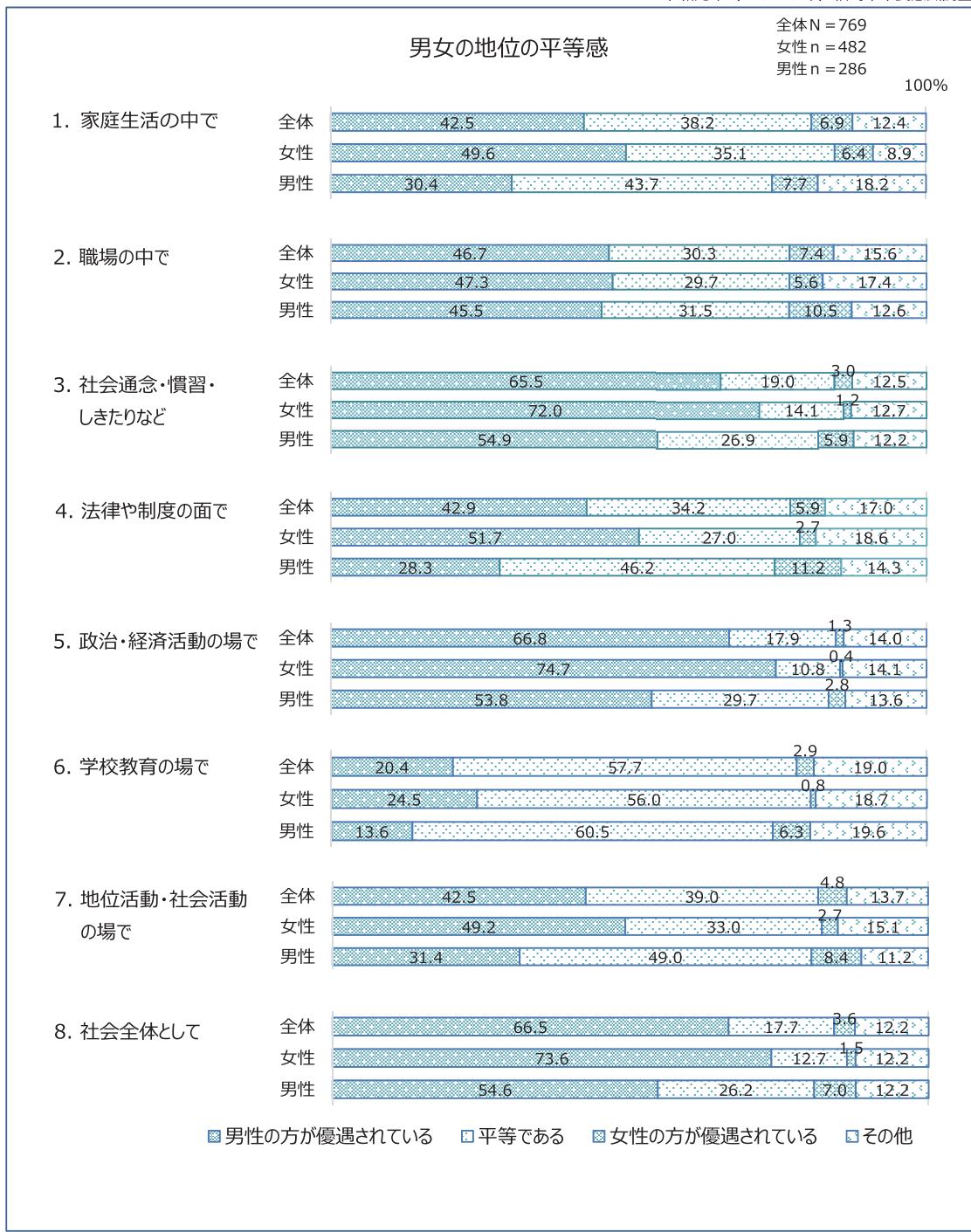
性別による固定的な役割分担意識とは

「男性は仕事、女性は家庭」など、性別によって役割を決める意識のことです。

こういった意識は、職場では、仕事内容や配置、昇進などに影響を与えます。また、地域社会では、会長などの役職は男性、子どもに関わることは女性といったような固定化された意識が女性の活躍を妨げています。

「男らしく、女らしく」、「男だから、女だから」という意識をなくし、男女が社会の対等な構成員として、あらゆる活動へ参画する機会を確保され、社会的・文化的な利益を享受し、かつ、共に責任を分かち合う社会をつくりましょう。





男女の地位の平等感

市民意識調査では、多くの項目で「男性が優遇されている」と感じている割合が高い結果となりました。特徴的なのは、どの項目も女性の方が「男性が優遇されている」と感じている割合が高いことです。

女性が活躍しにくい社会は、男性にとっても生きにくい社会です。男女の平等感を高めるには、性別にとらわれず、お互いの人権を尊重する意識を高める努力が必要です。



➤ 施策の方向

1 男女共同参画社会の実現に向けた啓発活動の推進

番号	主な事業	事業概要	所管課
1	広報・啓発活動の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・広報紙やホームページ等の活用による意識啓発のための情報を提供します。 ・市民向けの講座や講演会を開催します。 ・固定的役割分担・慣習の解消や男女平等の考え方を、関係機関、団体等と連携・協力して啓発します。 ・情報発信する際の男女共同参画の視点に立った表現を周知・徹底します。 	人権啓発・男女共同参画室
2	市民団体等の育成と活動支援	<ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画を推進する市民団体等の育成と活動を支援します。 ・市民団体の連携と交流を推進します。 	人権啓発・男女共同参画室
3	男女共同参画社会形成のための学習機会、学習情報の提供	<ul style="list-style-type: none"> ・女性も男性も個性と能力を発揮し、多様な生き方を選択し、社会のあらゆる分野に参画するための学習機会を提供します。 	文化・生涯学習課

2 男女平等の視点に立った教育の推進

番号	主な事業	事業概要	所管課
4	児童生徒への男女平等教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・男女平等意識を育む教育を推進します。 	学校教育課
5	教職員研修の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画の視点を養うための小・中学校教職員研修を実施します。 	教育センター
6	保護者への情報提供と啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者に対して人権や男女平等教育に関する情報を提供します。 ・保護者に対して進路選択情報等を提供します。 	学校教育課 保育課
7	メディア・リテラシー(情報活用能力)の育成	<ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画の視点から主体的に情報を読み解き、活用する能力を養うための情報と学習機会を提供します。 	学校教育課 文化・生涯学習課

重点目標2 政策・方針、意思決定過程への女性の参画拡大

●現状と課題

新潟県内における柏崎市の男女共同参画の推進状況は、市町村議会議員、審議会委員及び防災會議委員は上位に位置しますが、自治会長及び市町村職員の管理的地位にいる女性の割合は、平均以下となっています。

本市では、審議会等における女性委員の割合を40%にすることを目標に取組を進めてきました。女性委員は増えてきているものの、いまだ目標には届かない状況です。女性の声をなお一層市政に反映させるために、政策・方針、意思決定過程への女性の参画に積極的に取り組み、登用率の向上を図ります。

〈指標〉

項目	平成26年度 実績値	令和元年度 実績値	令和7年度 目標値	根拠等
市の審議会等の女性登用率	28.8%	32.5%	40%	人事課調べ

※新潟県内における柏崎市の男女共同参画の推進状況

令和元年度（2019年度）新潟県県民生活・環境部男女平等推進課調査「市町村における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」より。

▶ 施策の方向

3 審議会等への女性の参画推進

番号	主な事業	事業概要	所管課
8	市の各種審議会等への女性の登用の推進	・市の各種審議会等への女性の積極的な登用を図ります。 ・女性人材登録制度への登録促進と制度の活用による参画を拡大します。	人事課 人権啓発・男女共同参画室

4 管理職等への女性の積極的登用に向けた意識啓発の推進

番号	主な事業	事業概要	所管課
9	市の女性職員の管理・監督職への積極的登用	・管理・監督職としての能力開発に向けた育成体制を充実します。	人事課
10	女性活躍推進に向けた研修会・セミナーの実施	・女性従業員、管理職等を対象としたキャリア形成を支援します。	商業観光課 人権啓発・男女共同参画室

重点目標3 地域における男女共同参画の推進

●現状と課題

人口減少の進行と社会情勢が大きく変化する中で、地域では、一人暮らしの高齢者などの単身世帯の増加、人間関係の希薄化など多くの課題を抱えています。身近な暮らしの場である「地域」が抱える課題解決のために、男女が協力して担い手となることが、地域の活性化にとって大切なことです。

地域における女性参画の状況については、コミュニティ推進協議会の委員においても多様な価値観を認めた視点が必要となることから、女性が参画しやすい環境づくりが必要です。

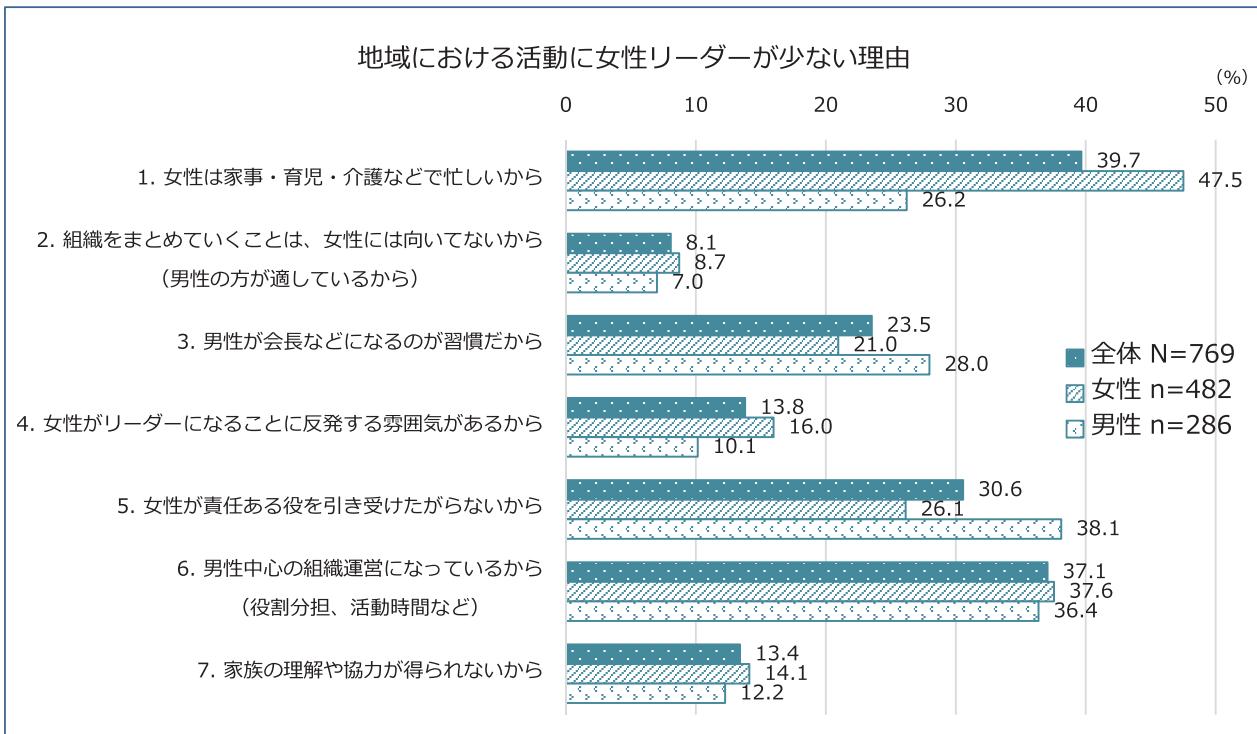
また、災害時には、避難所での支援において女性の視点が重要であることから、男女共同参画の視点を取り入れ、地域に根ざした防災・復興体制の確立を推進します。

〈指標〉

項目	平成26年度 実績値	令和元年度 実績値	令和7年度 目標値	根拠等
コミュニケーション推進協議会における女性委員 [*] の割合	26.8%	24.5%	30%	市民活動支援課調べ

※市内のコミュニケーション推進協議会の運営（部会・委員会を含む）に携わる委員

令和元年（2019年）柏崎市市民意識調査



➤ 施策の方向

5 地域活動における男女共同参画の推進

番号	主な事業	事業概要	所管課
11	町内会・コミュニティ・N P O活動等における男女共同参画の推進	・町内会・コミュニティ・N P O活動等への女性参画の促進を図ります。	市民活動支援課

6 防災分野における男女共同参画の推進

番号	主な事業	事業概要	所管課
12	男女共同参画の視点に立った防災対策の展開	・防災会議の女性委員の登用促進を図ります。 ・女性消防団員の確保や防災士の育成を図ります。 ・応急手当普及員による自主防災組織への指導を推進します。	防災・原子力課 消防総務課
13	住民主体の防災体制の支援	・自主防災組織への女性の参画促進と女性リーダーの育成を図ります。 ・女性の視点をいかした要配慮者への避難支援等の各種訓練を実施します。	防災・原子力課

